⑽　（略）
⑾　（略）
⑿　バッテリーＳＯＣＥ（％）（二輪自動車を除く。）
⒀　バッテリーＳＯＣＲ（％）（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車に限る。）
⒁　仮想距離（ライフタイム値）（㎞）（Ｖ２Ｘ機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値（0xFF）を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）
⒂　総電力消費量（ライフタイム値）（kWh）（二輪自動車を除く。）
⒃　バッテリー耐久ファミリー（二輪自動車を除く。）
⒄　充電前後における充電状態（ＳＯＣ）の変化量が最後に50％を超えて増加してからの経過時間（日数）（二輪自動車を除く。）
⒅　推進システム作動中の平均バッテリー温度（ライフタイム値）（℃）（二輪自動車を除く。）
⒆　充電中の平均バッテリー温度（ライフタイム値）（℃）（二輪自動車を除く。）
⒇　車両の推進システム非作動かつ非充電中の平均バッテリー温度（ライフタイム値）（℃）（Ｖ２Ｘ機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値（0xFF）を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）

3.5.　電気を動力源とする自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。）
⑴　総燃料消費量（ライフタイム値）（kg）
⑵　総走行距離（ライフタイム値）（㎞）
⑶　総外部充電量（ライフタイム値）（kWh）
⑷　毎秒車両燃料消費率（ｇ／ｓ）
⑸　車速（㎞／ｈ）
⑹　毎秒電力量消費率（Wh／ｓ）
⑺　総電力消費量（ライフタイム値）（kWh）
⑻　Ｖ２Ｘによる総電力消費量（ライフタイム値）（kWh）（Ｖ２Ｘ機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値（0xFF）を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）
⑼　ＩＳＯ3779に規定される車両識別番号（ＶＩＮ）、車台番号又はこれと同等のもの
⑽　ライフタイム値の保持状況

4.　精度及び表示
4.1.　3.1.及び3.3.に掲げる自動車（ガソリン、軽油又はＬＰＧを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車に限る。）にあっては、ＷＬＴＣモード法により運行する場合における走行距離であって法第75条第１項の指定に当たり算定するものをＷＬＴＣモード法により運行する場合における燃料消費率であって法第75条第１項の指定に当たり算定するもので除して得た値（電気を動力源とする自動車の場合にあっては、ＣＳ走行時の値。以下「試験ＷＬＴＣ燃料消費量」という。）からＷＬＴＣモード法により運行して車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される総燃料消費量を引いて得た値を、試験ＷＬＴＣ燃料消費量で除して得た値が－0.05を超え0.05未満であること。なお、試験機関が認めた場合には、追加走行を行い、その結果を使用してよいものとする。

⑷　（略）
⑸　（略）
⑹　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車にあっては、バッテリーＳＯＣＥ（％）
⑺　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車にあっては、バッテリーＳＯＣＲ（％）
（新設）

（新設）
（新設）
（新設）

（新設）
（新設）
（新設）

（新設）

4.　精度
3.1.及び3.3.に掲げる自動車（ガソリン又は軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車に限る。）にあっては、ＷＬＴＣモード法により運行する場合における走行距離であって法第75条第１項の指定に当たり算定するものをＷＬＴＣモード法により運行する場合における燃料消費率であって法第75条第１項の指定に当たり算定するもので除して得た値（電気を動力源とする自動車の場合にあっては、ＣＳ走行時の値。以下「試験ＷＬＴＣ燃料消費量」という。）からＷＬＴＣモード法により運行して車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される総燃料消費量を引いて得た値を、試験ＷＬＴＣ燃料消費量で除して得た値が－0.05を超え0.05未満であること。なお、試験機関が認めた場合には、追加走行を行い、その結果を使用してよいものとする。